



60歳以上の就業許可管理（今後の予想と検討点） 特別編 63

1. 現在発生している事態

60歳を超過した外国人は、A類でしか認めないという方針に転換。

去年までは、B類の基本3条件（＝60歳以下、大卒以上、就業2年以上）の執行を65歳に読み替えるなどの実務対応の緩和をしていたが、これが一転して強化された。

以下、「⇒」は、ヒアリング先。

- 上海市（上海市人材工作局、3つの区の外国専門家局）
2026年1月1日に方針決定し、1年間の猶予期間を与えるので、徹底は2027年1月1日との回答。
- 広州市（広州市科学技術局⇒広州市外国専門家局）
「広州市・仏山市での外国人人材来華就労便利化に関する若干措置」により、2026年2月より実施との回答。
- 深圳市（深圳市科技创新局⇒深圳市外国専門家局）
地方の実施規則は公布指定ないが、広州市と同じ対応。

尚、世界500強企業の管理職、若しくは技術職務人員はA類と見なすことが外専発[2017]40号に規定されているが、「管理職」基準が不明瞭。

部長以上という回答を上海市の外国専門家局はしていたが、「部長」というのは社内呼称であり、社内ランクが低い社員が「部長」を名乗っている事はある。

この判定で厳しいことを言われる事例がでてきた。

2. 今後はどうなるか

昨年までは緩和傾向（3条件の60歳を、65歳に読み替えるなど）であったが、一転して方向転換。規制強化に。

現段階では、各地域の外国専門家局にヒアリングしても、通り一辺倒の回答しかないので、あまり参考にはならない。一定期間経過後（半年程度？）何らかの規制緩和措置が出されないか、様子見が必要。

⇒ 中国では、一旦、厳しい対応を出した上で、反応を見て若干緩めることが少なからずある。

昨年よりは厳しくなるであろうが、現段階の外国専門家局の対応よりは、幾分緩和される可能性はある。

個人的な予想であるが、外国人に対する家賃免税（FRINGE BENEFIT 課税免除）の措置（国税発[1997]054号に定められていた優遇）が、2027年末まで暫定的に認められているが（2021年末⇒2023年末⇒2027年末と延長されてきた）、これが延長されない可能性がある。とすれば、この家賃補助を個人所得に加算せざるを得ず、上海であれば2万元以上所得は加算される。

但し、年収基準でA類基準を取る場合は以下の通り（6～7月に更新予定）なので、上記が加算されても、上海市はまだ高い。

- 上海市74,604元/月、広州市56,958元/月、深圳市55,002元/月

昨年までは、5万元/月という独自ルールがあったが廃止。

これが、他地域並みの5.5万・6万元程度のルールが出されれば救われる人も多くなるが。

3. 就業許可が取得できない場合

就業許可が取得できない場合は、Mビザ、APECカード等での対応とならざるを得ない。

その場合は、中国内で給与を受け取ることはできない。

⇒ 給与を中国内で受け取る = 就労となるため。

Mビザ、APECカードは、一回毎の滞在日数には制限があるが、年間累計日数の制限はない。

⇒ 但し、日本人の場合は、暦年で183日以上滞在すると、租税条約の183日ルールに基づき、

中国内勤務日数分の個人所得税を払う必要がある。

183日のカウント上、入国日・出国税はカウントしなくてもよい（財政部・税務総局公告2019年第34号）。

生活面で考慮すべきは、「銀行口座を維持できるか」。口座開設時に、居留許可を登録させる銀行は多い。

「非居住者金融口座の税務状況調査管理弁法（国家税務総局・財政部・人民銀行・銀行業監督管理委員会・証券監督管理委員会・保険監督管理委員会公告2017年第14号）」により、非居住者に関する口座管理が強化された。

但し、ここで規定されているのは、非居住者の場合の口座開設禁止ではない。

⇒ 規定されているのは、非居住者の場合は、居住地の納税番号の登録。

よって、対応は異なり、APECカード、Mビザでの開設を認める銀行・支店は有り、個別確認が必要。

⇒ 中国では電子マネー化が進んでいるので、中国内の銀行口座がないと、生活に際して多分な支障が生じる。 3

4. 就業許可発給に際してのポイント制（参考）

- 中国内組織が負担する年収
45万元以上（20点）、35～45万元未満（17点）、25～35万元未満（14点）、
15～25万元未満（11点）、7～15万元未満（8点）、5～7万元未満（5点）、5万元未満（0点）
- 学歴・国際職業資質認定
博士・博士相当（20点）、修士・修士相当（15点）、学士・学士相当（10点）
- 業務経験
2年超の場合は1年超過ごとに1点加算（最高20点）、2年（5点）、2年未満（0点）
- 年間就業時間
9か月以上（15点）、6～9か月未満（10点）、3～6か月未満（5点）、3か月未満（0点）
- 中国語HSKレベル
5級以上（5点）、4級（4点）、3級（3点）、2級（2点）、1級（1点）
- 就業地域
西部地区、東北地区など旧工業地域、中部地区の国家級貧困県等の特別区（10点）
- 年齢
18～25歳（10点）、26～45歳（15点）、46～55歳（10点）、56～60歳（5点）、60歳超（0点）
- 卒業大学、若しくは、勤務企業
世界トップ100の外国大学卒業生、若しくは、世界500強企業での就業経験者（何れかに該当すれば5点）
- 省級外国人就業管理による奨励点
地方経済と社会の発展に必要な人材（0～10点）